

ミウズ

No.45 | 2025 秋

一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現を目指して

ミウズ男女平等参画講演会（開催報告）

笑いでつなぐジェンダー ～あなたらしい笑顔で～

講師：三遊亭遊かりさん（落語家）

2025年6月21日（土）13：30～15：30 ミレニアムセンター佐倉

一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女平等参画社会の実現を目指し、6月23日から29日の男女共同参画週間にちなみ、講演会を開催しました。女性がまだまだ少数派の落語界で活躍中の三遊亭遊かりさんは、師匠の三遊亭遊雀へ入門し、最近では、古典落語をモチーフにして、登場人物や語りの内容を現代風にアレンジした落語創作に意欲を燃やしています。

前半は、ジェンダーの視点を踏まえた様々な体験談を、後半は「ちりとてちん」と「厩火事（うまやかじ）」を披露しました。

ジェンダーへの気づき

2012年に落語界に入門。その頃は、男性社会である落語界において女性である事はハンディキャップだった。「女性は断家に向かない」「女の断家はつまらない」と言われた時代は長く、修業を第一とする徒弟制度の中では、パワハラ、モラハラという意識は存在しなかった。令和の時代になり、所属する落語芸術協会にもハラスメント委員会が設立されている。落語家は、東京と大阪で約1000人中女性が約50人。入門した時は全国で36番目の女性の落語家だった。途中で辞めた方もいる。女性の入門自体が受け入れられない事も以前は多かった。前座修業中は、女性の前座ということで色眼鏡で見られることがあり、着付けを手伝うと、例えすっぴんでも「着物に化粧がつく」と言われた事もあった。

現在では女性の前座も増え、そのような事はない。古典落語に出てくる女性は、花魁や女郎、おかみさん、糊屋の婆さんなど、仕事や役割を持った女性ばかりで、個人として登場する女性が描かれてはならず、女性同士の会話も殆ど存在しない。基本的に落語は熊さん、ハつつあん等 男性の会話ばかりなので、普通の女性を主役にした断で笑わせたい。

質問 コーナー

・たくさんのメディアで活躍され、佐倉市でも定期的に寄席を開催されているが今後、落語界の中で、将来の展望、挑戦したい事は？

→ 真打に昇進させて頂いたあかつきには、いつか、全員女性芸人の番組で寄席を満員にしてみたい。また英語で落語をやったり、シェイクスピア等を落語でやってみたり。テレビの大河ドラマ、朝ドラにも出演するのが夢です。

おすすめ図書

「私の「結婚」について勝手に語らないでください。」

クァク・ミンジ 著
清水知佐子 訳
亜紀書房



「みんなで考えよう！「性」のこと同意って何だろう？自分のきもちと相手のきもち」

田代美江子 監修
アルバ 編著
金の星社刊



「「多様性」ってどんなこと？③ジェンダーフリーってなんだろう？」

稲葉茂勝・赤木かん子 著
こどもくらぶ 編
岩崎書店



今回ご紹介した図書は、男女平等参画推進センターミウズに配架してあります。

女性のための相談

女性が抱える様々な悩みや不安に対し、解決の道を探るための1対1のカウンセリングです。専門の女性相談員が応じます。

要予約
秘密厳守
無料

※令和7年度から時間が変更になりました。
毎週金曜日 午前10時～午後4時
（第3金曜日は午後2時～午後7時）

まずは
ご予約ください

女性のための法律相談

離婚・DV・ハラスメント・ストーカー・労働環境など、様々な問題を抱え、法的な助言を必要としている女性を対象に女性弁護士による無料法律相談を年6回行っています。

（1人40分程度・原則年1回）

※日程についてはこうほう佐倉・ミウズホームページ等でお知らせします。

ひとりで悩まないで、一緒に考えましょう

☎043-460-2580

指定管理者制度導入施設 佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ

〒285-0837 佐倉市王子台1-23
レイクピアウスイ3階



- 開館時間 9：00～20：00
- 休館日 毎月第2・4水曜日
年未年始（12/29～1/3）

- 施設案内
 - *学習室
 - *ミーティングスペース
 - *図書コーナー
（市内図書館オンライン）
 - *女性のための相談

- ミウズへのご質問・ご意見等ありましたら下記連絡先までどうぞ



http://mews.shiteikanri-sakura.jp E-mail:123193@socioak.com

TEL.043-460-2580 FAX.043-460-2582

ミウズ No.45 2025 秋 令和7年10月発行

編集・発行 佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ 指定管理者 株式会社明日葉



講座報告

ミウズ男女平等参画学習会・オンライン講座

いまどきのアニメ、ここがスゴイ！ジェンダー平等や多様性の視点から



日時：2025年6月28日（土）13:30~15:00
講師：佐倉 智美さん（ジェンダー&セクシュアリティライター）

「プリキュア」シリーズは、女の子が変身ヒーローになって悪者と戦うアニメ。2004年に始まり現在22年目になっている。当時は「ヒーローは敵を容赦なく退治することが多く、教育上よくない」などというような批判もあった。いまどきのアニメは、紛争要因さえ解消すれば、対立相手とも対話と共生が可能になるというイメージに繋がるなど変化しつつある。プリキュアが「ケアの論理で戦うヒーロー」のトップランナーとして果たす役割や意義は、非常に大きいだろう。

—参加者の声—

- ・アニメにおける時代の流れやアニメ作成者の思想・考えなどを、改めて気づかされた。また、ジェンダーを切り口としての社会構造や今後の社会の様子など、講座内容が面白かった。

講座報告

ミウズ男女平等参画学習会

パパとあそぼう ~パパも楽しむふれあいひろば~

日時：2025年9月20日（土）10:00~11:30
場所：佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ 学習室
講師：保育士 2名 ファシリテーター（公認心理師）



2024年度、男性の育休取得率は40%を超えましたが、父親の育児参加をさらに進めていくことが課題です。ミウズでは男性の育児参加推進を願い、パパと子どものふれあい講座を開催しました。生後5ヶ月から2歳児の親子5組の参加があり、前半は、保育士さんと一緒に、手遊び「グーチョコキパーでなにつくろう」「あたまかたひざポン」を歌い、絵本の読み聞かせ「きらきら星」「かくれんぼしましょ」など、読み方のコツを学び、しっかりと親子でふれあいました。後半はパパ同士のおしゃべり交流会、日頃の育児時間や家事時間、寝かしつけ、子どもが物をなげたり、かみついたりすることについて、父親としてどう接したら良いかを話し合いました。

—参加者の声—

- ・普段他のパパから話を聞く機会がないが、いろんな話を聞いて良かった。
 - ・先輩たちのお話を聞いて、その先の未来をイメージできて良かった。
 - ・悩みの解決、他の人の考え方を聞いた。
 - ・父親の交流会など、定期的にあったらうれしいです。
- * アンケート結果から、参加したパパ5人が育児休業の取得者でした。（1ヶ月から1年2ヶ月）

パネル展示

ミウズ☆フェスティバル2025



佐倉地域文庫連絡会



千葉県ガールスカウト第84団

毎年、6月23日から29日の1週間は、女性と男性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す「男女共同参画週間」とされています。今年はミウズとレイクピアウスイ1階セントラルコートにて登録団体のパネル展示、絵本読み聞かせや折り紙制作、子どもの防災教室、手作りイベント等を行い皆さんに楽しんでいただきました。



新日本婦人の会



全国友の会
佐倉支部

登録団体紹介

臼井文化懇話会

臼井文化懇話会は、昭和59年（1984年）11月3日佐倉市臼井在住の会員30人で創設され、令和6年11月に創立40周年を迎えました。本会の目的は、臼井地区を中心とした佐倉市の都市的機能と印旛沼を取り込む豊かな自然、歴史的風土の特色を生かした文化の活性化、育成、創造を提言し、あわせて会員相互の親睦を図ることです。地域のまちづくりや印旛沼の環境、歴史や文化の探求、提言など様々な活動をし、山吹色の表紙『会誌うすむ』を発刊し、第40号まで発刊済みです。例会は、佐倉市立臼井公民館を中心に開催し、例会後は必ず懇親会を開催し、会員相互の親睦を図っています。令和7年5月現在の会員数45名



会誌うすむ



閉館前の川村記念美術館を鑑賞 令和6年12月



創立40周年記念式典 令和7年3月

臼井文化懇話会 連絡先
岡野 敦 ☎090-1504-9259
✉ okano@catv296.ne.jp

佐倉・九条の会

2004年6月、憲法9条を変えようとする動きが強くなった時に井上ひさし・大江健三郎・小田実・梅原猛・奥平康弘・加藤周一・沢地久枝・鶴見俊輔・三木睦子の9氏が、憲法を守り生かすために「九条の会」を発足させました。私たちは平和条例を持つ佐倉市民として「九条の会」の呼びかけに賛同し、2004年12月に「佐倉・九条の会」を結成しました。今年2月、京成佐倉駅近くに千葉県で初めてとされる九条の碑を平和の鐘とともに設置し、3月には全国の九条の碑をめぐる著書にしている伊藤千尋さんの記念講演会をミレニアムセンターで行いました。会の趣旨に賛同していただける方はご連絡ください。



平和の鐘



伊藤千尋さん記念講演会

佐倉・九条の会 連絡先 湯川法律事務所
☎043-484-1726 ☎043-484-1728

ワンポイント講座

「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男女共同参画社会基本法

（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

参考資料：男女共同参画局ホームページ（<https://www.gender.go.jp>）